

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（147）

2. 日時：令和4年5月13日（金）13：30～16：30

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川企画調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与、小舞管理官補佐

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長、高橋係長、山下係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他11名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第8条（火災による損傷の防止 火災防護対策（一般火災））、第51条（監視設備）に関する説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

- 第51条の監視設備のうち、設計基準事故時に期待するとしている9基のモニタリングポストの配置が、常陽での発災を想定した場合、周辺公衆の被ばく影響を監視するうえで適切な配置となっているかを説明すること。
- 第8条の一般火災に対する火災防護対策について、燃料洗浄機器室については不燃性材料で構成され、火災の発生するおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計という説明があった。これは、仮に火災が発生した場合、火災を検知できないこととなるため、可燃物の量等の観点を踏ま

え、他区画への火災影響評価を説明すること。

- 電源盤については、高エネルギーアーク損傷（HEAF）の影響の有無を説明すること。
- 火災の発生防止の観点から、不燃性材料又は難燃性材料を使用するという考え方が示されているが、この考え方に限らず、今回説明があった火災の発生防止並びに感知及び消火の対策については、必ずしも火災防護基準通りの対策を講じることができない場合、基準要求事項と同等以上の性能であることをいかに説明するかが重要であり、審査の論点となることなので、ここを中心として説明を追加すること。
- 火災の感知の観点から、熱感知カメラを使用するとしているが、中央制御室における火災検知の観点から、火災の熱又は煙のどちら（または両方）を対象としているか、また、これらの検知方法の説明すること。さらに、熱感知カメラは、消防法において検定方法が規定されていないことから、その点検方法の考え方も追加すること。
- 本日説明のなされなかった第 29 条（実験設備等）の説明については、次のヒアリングにおいて聴取する。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 1：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 8 条（火災による損傷の防止）に係る説明資料（火災防護対策（一般火災））

資料 2：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 51 条（監視設備）に係る説明資料

資料 3：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 51 条（監視設備）に係る説明書

資料 4：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 29 条（実験設備等）に係る説明資料